

学校給食物資購入契約基本条項

淡路市教育委員会（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、学校給食物資の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 この契約の対象となる物資名、規格、予定数量及び単価は、別紙のとおりとする。

2 この契約に係る仕様は、特記された事項を除き令和8年4月1日付け物資購入の取扱いに関する仕様書によるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（納入方法）

第3条 契約期間中において、受注者は、発注者の発注書により指定された日時及び場所に発注された物資を納入しなければならない。

（検収）

第4条 発注者は、受注者から物資の納品を受けたときは、直ちに検収しなければならない。検収の結果、その全部又は一部が発注書と異なる場合は、受注者は、直ちに物資を交換しなければならない。また、量不足を生じている場合は、直ちに補填するものとする。

（支払）

第5条 受注者は、契約期間内に納入完了した分（月単位）を取りまとめた上、発注者に代金の支払を請求し、発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（消費税等）

第6条 この契約に定められた単価は、消費税及び地方消費税を含まないものであり、また、算出税額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（領収書）

第7条 発注者が受注者に支払った代金の領収書は、発注者が発行した金融機関への振込依頼書をもって代えるものとする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、受注者の納入する物資が発注書の内容及び納入方法に違反し、履行が不能と認められる場合は契約を解除することができる。

2 規定により契約を解除した場合、発注者は、契約解除に伴う受注者の損害に関して、一切の費用を負担しないものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 兵庫県淡路市生穂新島8番地6
淡路市教育委員会

㊞

受注者

㊞